

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では是正する必要が認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善が必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	21	定期監査	意見	地域包括支援センター運営業務委託について	健康福祉部	高齢福祉課	<p>本市では、地域包括支援センターの運営業務を委託により実施し、地域包括支援センターの人員に関する基準については、宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（以下「人員等に関する基準条例」という。）で定められています。</p> <p>地域包括支援センターの開所時間の指定について所管課に確認したところ、「契約書や仕様書で開所日や開所時間は指定していない。土曜日についても過去から開所している。」旨の説明を受けましたが、人員等に関する基準条例では、常勤換算方法について規定されていることから開所日及び開所時間については仕様書等で明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>西谷地域包括支援センター運営業務委託については、介護保険法施行規則の規定により包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができることとされ、委託先法人が規定を満たしていることを特名随意契約の理由として社会福祉法人と特名随意契約しています。人員配置状況について所管課に確認したところ、「令和6年度の人員配置状況は、4月から10月まで及び1月から3月までの間は職員の欠員が生じ1人配置となっていた。令和7年度においても4月から8月までの間は1人配置となっており、9月からは2人配置となっている。」旨の説明を受けましたが、人員等に関する基準条例では、西谷地域包括支援センターの人員配置基準は2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）となっており、人員配置基準を満たしていない状況にありながら特名随意契約したことについては疑問が残ります。全国的に介護分野の人材不足が深刻化しており、人材を確保することが困難であることは理解しますが、今後、他の法人との契約を検討するなど人員配置基準を満たしていない状況が続くことのないよう努めてください。</p>	<p>地域包括支援センターの開所時間について、令和8年度の契約から、仕様書に明記します。</p> <p>西谷地域包括支援センター運営業務については、全国的に介護分野の人材不足が深刻化していることに加え、西谷地域において同業務を受託できる法人がほかにないことから、人員配置基準を満たしていない状況であっても、やむを得ず、現委託先との契約により実施してきました。</p> <p>今後も、現委託先と密にコミュニケーションをとり状況を把握しながら、配置基準を守って運営できるよう努めていきます。</p>
7	22	定期監査	意見	老人福祉大会助成金について	健康福祉部	高齢福祉課	<p>老人福祉大会助成金（以下「大会助成金」という。）は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、老人クラブの活動に要する費用の一部を補助することによりその健全な育成を図るため、老人クラブ連合会加入クラブの会員が一堂に会する老人福祉大会（以下「大会」という。）の経費の一部を助成するものとしています。</p> <p>この大会助成金の交付根拠を宝塚市社会福祉団体補助金交付要綱としていますが、同要綱は、社会福祉団体に対する運営費の補助を定めるものです。しかし、大会は老人クラブ連合会が実施する事業であり、補助の対象は運営費ではなく事業費と考えます。したがって、大会の経費の一部を助成するためには事業費を補助対象とする補助金交付要綱が必要と考えます。</p> <p>老人クラブ連合会の会員のうち大会出演者に提供する飲料代及び大会開催事前準備を行った役員に係る交通費を補助対象経費として認めている理由について所管課に確認したところ、「飲料代については出演者である高齢者の脱水症予防等安全管理のため、交通費については役員が事務所等に集合することが必要になる場面があることは当然であり、社会通念上認められるものと認識しているが、時代の流れなので見直しを検討したい。」旨の説明を受けました。宝塚市補助金交付基準において食糧費については、社会通念上認められにくい支出は補助対象としないとされていることや、大会の開催事前準備を行った役員に係る交通費については回数が非常に多く疑問が残ります。</p> <p>時代に合わせて補助対象経費を見直すとともに本市の厳しい財政状況を踏まえ、大会助成金の見直しについて検討してください。</p>	<p>老人福祉大会助成金の補助対象経費を見直すとともに、交付要綱を制定します。</p>
7	23	定期監査	意見	口腔保健相談センターについて	健康福祉部	健康推進課	<p>口腔保健相談センター（以下「センター」という。）は宝塚市立口腔保健センター条例に基づき設置されている公共施設です。市は、アピア3の2階の一部を賃借してセンターを設置しており、その一部を一般社団法人宝塚市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に事務所として転貸しています。なお、歯科医師会の賃料負担については、歯科医師会が専有する面積による按分としています。</p> <p>公共施設であるセンター内に歯科医師会事務所が設置されており、このような形態を取っている理由を所管課に確認したところ、「センターは令和4年に移転してきているが、移転前からセンター内に事務所を設置してきた経緯がある。」旨の説明を受けましたが、移転時にセンターとして利用しない部分まで公共施設として賃借し、歯科医師会に転貸していることについては違和感があるため、公共施設とする部分の見直しについて検討してください。また、次回センター移転時には前例踏襲ではなく、歯科医師会事務所の在り方について検討してください。</p> <p>センターでは市の事業として2つの無料相談及び口腔内診査を歯科医師会へ委託し、実施しています。1つ目は毎月第1・3金曜日に各日3名を定員として実施している宝塚市高齢者歯科保健推進事業のうち、歯科保健相談事業、2つ目は6月及び1月の日曜日（各月2日ずつ）に各日9名を定員に行っている市民歯の無料健診・相談事業（以下「市民相談事業」という。）です。令和6年度における実績は、歯科保健相談事業が開催日数21日で来場者数25人、市民相談事業が開催日数4日で来場者数39人です。両事業とも来場者数は多いとは言えず、特に歯科保健相談事業については、来場者数が定員数を大幅に下回っています。来場者数が増えるように広報し、費用対効果のある口腔保健事業となるよう努めてください。</p>	<p>・現口腔保健相談センターは、旧センターの機能移転に伴う暫定的なものであり、今後は、市立病院建て替えに伴う健康センター移転の検討に合わせ、歯科医師会事務所の在り方を含めて調整します。</p> <p>・歯科保健相談については、口腔のトラブルや歯科治療上の疑問など、個人が抱える口腔の健康に関する悩みについて、気軽に相談できる身近な場として認識してもらうため、市公式LINEやInstagramを活用し、事業案内や口腔に関するイベント案内などを定期的に情報発信し、口腔保健相談センターをPRしていきます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	24	財援等監査	意見	宝塚市文化財団第3次中期振興ビジョンについて	産業文化部	文化政策課	<p>本市では、文化芸術基本法に基づき、兵庫県のアート文化振興ビジョンの内容を踏まえて第2次宝塚市文化芸術振興基本計画（以下「第2次基本計画」という。）を令和3年7月に策定しています。文化財団においては、市の第2次基本計画の目標達成への貢献と、経営的にもより安定した団体として、文化芸術のまちづくりを自律的に牽引していくために、計画期間が令和4年度から令和8年度までの宝塚市文化財団第3次中期振興ビジョン（以下「第3次ビジョン」という。）が令和4年3月に策定されています。</p> <p>第3次ビジョンを確認したところ、期間中の見通し（事業収入・支出、人件費）において、宝塚市立文化芸術センター（以下「文化芸術センター」という。）の指定管理者となった場合に経営状況が改善する見通しとなっており、指定管理者とならなかった場合の経営改善に向けた取組についての記載はありませんでした。</p> <p>また、令和6年度決算報告書の貸借対照表を確認したところ、流動資産が2,366万円、流動負債が5,723万円となっており、流動比率は41.3%でした。流動比率の悪化に対する分析及び評価について所管課に確認したところ、「令和7年度からの文化芸術センターの指定管理者として指定されたことにより、その運営準備のために先行投資を行ったことが大きく影響している。加えて、昨今の人件費や物価高騰による固定費の上昇が、流動資産である運転資金減少の要因として挙げられる。流動比率が適正水準外であることは、健全な財務状況ではないとみなされることとなり、従来どおりの事業運営を継続するのではなく、財務状況の改善に向けて取り組む必要があると認識している。」旨の説明を受けました。文化芸術センター運営準備のための先行投資により、流動資産が減少したことは一定理解できますが、短期的な支払能力を示す指標である流動比率が、一般的に注意が必要とされる100%を大きく下回っており、短期的な資金繰りに問題が生じるリスクが高まるため、流動資産及び流動負債についても見直しを立てる必要があるのではないかと考えます。また、次期ビジョンの策定に当たっては、第3次ビジョンにおける見通しと実績に乖離が生じた理由を整理した上で、補助金や協賛金の獲得等新たな財源の確保、事業の縮小・隔年化・廃止等事業の見直しなど収支改善の取組を反映し、収支均衡した収支計画を策定してください。</p> <p>所管課においては、文化財団が文化芸術振興の推進母体としての役割を果たすために、今後も持続可能な運営ができるよう助言、指導等を行ってください。</p>	<p>令和8年度に文化財団が予定している次期ビジョンの策定に当たっては、当然のことながら、第3次ビジョンにおける見通しと実績に乖離が生じた理由を含めて課題を整理し、課題解決及び経営改革の取組を進め、持続可能な運営ができるビジョンとなるよう指導助言を行っていきます。</p> <p>また、ビジョンにより示された方針に沿った組織経営がなされるよう、所管課として継続した指導助言を行い、文化財団とともに安定経営に向けて取り組んでいきます。</p>
7	25	財援等監査	意見	宝塚だんじりパレード事業補助金について	産業文化部	観光にぎわい課	<p>パレード実行委員会が提出した令和6年4月1日付補助金交付申請書の添付書類中「事業収支予算書」には、予算科目として会場設営費250万円及び予備費50万円が計上されており、宝塚だんじりパレード事業補助金における補助対象経費の区分（以下単に「区分」という。）のいずれに該当するのか不明確な状況でした。</p> <p>また、補助金交付決定通知書には「補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、令和6年4月1日付で申請のあった補助金交付申請書に記載のとおりとする。」旨の条件が付されています。このことについては「経費の配分と記載しているが、とりわけ各科目に上限額等設定しているわけではなく、また、交付決定時から実績報告までの間で各科目が変動する可能性もある。当該条件が事態にあっていないため、今後交付決定通知書内には記載しないことを検討する。」旨の説明を受けましたが、各予算科目に対する上限額等の設定がなかったのかどうかは疑問が残ります。実績報告時における補助対象経費の確認のためにも、どの科目がどの区分に該当しているかは、交付決定時に明確化しておく必要があると考えます。なお、補助事業実績報告書の添付書類である決算書では、区分に則した科目となっていますが、事業収支予算書で記載のあった収入の部がなくなり「第7回宝塚だんじりパレード支出決算書」となっており、予算と決算で整合がとれていません。</p> <p>さらに、補助事業実績報告書の事業の完了年月日が令和6年4月29日となっているにもかかわらず、令和6年4月30日以降の支払分が含まれていました。このことについて、パレード実行委員会からは「第7回パレード実行委員会として開いた最終の反省会開催日が令和6年4月29日のため、その日を持って解散とした。」、所管課からは「令和6年4月30日以降の入出金も補助の対象としているが、解散後に発生した費用はなく、あくまでも、未入金、各業者への未払いなどの残務処理があったためである。令和6年4月29日に解散したものの、未払いの残務処理も残っており、パレード実行委員会の活動は継続されていた。」旨の説明を受けました。</p> <p>これらの点を踏まえて今回の実績報告書は修正調整を行うとのことですが、所管課においては、収入の部を含めた決算書に修正した実績報告書を再提出するよう指導してください。なお、決算書修正案では繰越金が発生する見込みとなっていますが、第7回パレード実行委員会が解散しており、第8回パレード実行委員会が存在していない状況の中で繰越金が発生していることは違和感があります。解散の考え方を含めて、パレード実行委員会としての組織運営について必要な助言を行うよう努めてください。</p> <p>これらのことは全て、所管課の審査等が不十分であったため発生した事例であると考えます。適正な補助金の交付に努めてください。</p>	<p>特定の予算科目が補助対象経費のどの区分に該当するのかが不明な状況であったことについては、対応策等を決めました。</p> <p>第7回宝塚だんじりパレード支出決算書という名称で補助事業実績を受理したことで、予算と決算で整合がとれていませんでした。また、事業完了日以降の支払分も補助対象経費にしていたことにより、整合がとれていないため、「補助事業実績報告書」、「第7回宝塚だんじりパレード収支決算書」の再提出をしていただきました。</p> <p>第7回宝塚だんじりパレード実行委員会が解散しており、第8回だんじりパレード実行委員会が存在していない中で繰越金が発生している事案につきましては、助言を行いました。</p> <p>上記のことを十分に踏まえ、今後適正な補助金交付、事前の取り決め事項の整理に努めていきます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	26	財援等監査	意見	地域活動支援センター補助金について	健康福祉部	障害福祉課	<p>本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターに対し、適正な運営及び障碍(がい)のある方の自立に寄与することを目的として、その経費の一部を補助しています。</p> <p>今回監査対象としたコスモスの地域活動支援センターふらっと（以下「支援センターふらっと」という。）に対して地域活動支援センター補助金を支出していますが、車両に関する補助対象経費について団体に確認したところ、「令和5年度の車両を使用する支援センターふらっとの業務については、当初、全体の5分の1程度の使用を想定していたが、実際にはほとんど使用しない状況であった。車両の利用状況の検証が不十分であったため、按分率を修正しないまま実績報告を行った。この按分率については、令和6年度も同内容で計上した。また、令和5年度の自動車保険においても、10分の9の按分で計上しているが、こちらも誤っていることを確認した。今後については、支援センターふらっとの車両使用頻度が著しく少ない現状を踏まえ、車両を保有せず、必要な場合には他事業所の車両を借用する形で運用を行う。」旨の説明を受けました。</p> <p>支援センターふらっとの車両に関する補助対象経費の按分根拠の確認方法及び今後の対応方法について所管課に確認したところ、「令和5年度の（所管課による）監査実施以降、実績報告書の歳出決算書における備考に各按分率を明記するよう指導している。令和5年度に按分率の確認を行って以降、毎年度の按分率の根拠や前年度からの状況変化などについて確認できていなかった。他事業との費用按分が発生する事業所に対しては、補助金申請や実績報告の各機会において、按分率の根拠資料も提出を求める。今回発覚した内容については改めて事業所に確認を取り、是正を求めた上で補助金が減額になるようであれば返還を求める。」旨の説明を受けました。</p> <p>実績報告の確認等については前回の財政援助団体監査でも意見している内容であり、意見した内容が確実に実施できていない状況にあります。補助対象経費の報告誤りについては補助金額に影響を与えることから、団体を指導するとともに、補助金申請及び実績報告の確認を確実にを行い再発防止に努めてください。</p> <p>また、今回発覚した内容について確認し、補助金が減額となる場合は補助金の返還を求めてください。</p>	<p>事業所との協議により精査した結果、令和5年度及び令和6年度の実績報告について、車両関係費用（燃料費、保険料、公課費）の按分率に算定誤りがありました。</p> <p>改めて正しい按分率で補助金を計算した結果、令和5年度補助金については、補助金所要額は下がったものの、既交付額までは下回らなかったため、補助金の返還は発生しませんでした。</p> <p>令和6年度については、再計算した結果、補助金所要額が66,000円減となったため、今年度中に納付書を送付し、返還を求めます。</p> <p>また、今後の対応策として、他の事業と経費を按分している事業所を対象とした様式を別途作成しました。今年度の補助金変更申請から当該按分票の添付を求めており、各手続きにおいて市も内容を精査できる運用をしてまいります。</p>